

陳 情 文 書 表（２４－４－その１）

- 1 受理番号 陳情第８号 令和６年１１月８日受理
- 2 件 名 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める陳情書
- 3 陳 情 者 住 所 千葉市中央区長洲１－１０－８ 自治体福祉センター３階
団体名 社会保障推進千葉県協議会
氏 名 会長 鈴木 徳男

4 趣 旨

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。３年に１度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が今年の４月から引き下げられたことに怒りや不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。２０２４年１～１０月の訪問介護事業所の倒産は７２件（東京商工リサーチ１１月７日付）と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約７万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は２３年度で１４．１４倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を０．９８％引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを２４年度に月約７，５００円、２５年度に月約６，０００円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第９９条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

【陳情項目】

- １．訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を早急に行うこと。

5 付託委員会 教育福祉常任委員会